# 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」 フォローアップ

平成27年6月薬物乱用対策推進会議



#### 目標1

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未 然防止の推進

#### (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

## 【施策の内容】

(薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実)

## 文部科学省

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間はもとより、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「道徳」等も活用しながら、学校教育全体を通じて指導を行うこと、また、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」が参考となることについて周知に努めた。
- ・ 児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにし、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うこと、さらに、地方公共団体においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ることについて周知に努めた。
- ・ 教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健研究大会」、「全国養護教諭研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」において危険ドラッグを含む薬物乱用防止教育に関する研究協議を行った。 [平成26年度予算15,805千円の内数]
- ・ <u>危険ドラッグを含む薬物乱用防止教育の充実のため、教職員や教育委員会関係者、警察職員、麻薬取締官OB、薬剤師、保護者等幅広い関係者を対象とした「薬物乱</u>用防止教育シンポジウム」を開催した。

〔平成26年度予算1,257千円の内数〕

・ (公社)日本学校保健会を通じて全国の小・中・高等学校に配布した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」の活用を図るための研修会を開催した。 [平成26年度予算45,102千円の内数]

## 厚生労働省・文部科学省

- ・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから危険ドラッグの情報を充実させたり、薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説したりした薬物 乱用防止啓発のための小学生、中学生及び高校生用の啓発教材等を作成し、すべて の小学5年生、中学1年生、高校1年生及び高校卒業予定者に配布した。
  - [平成26年度予算71,527千円:文部科学省、7,537千円:厚生労働省]
- ・ <u>各種啓発資料については、各々のホームページに掲載し周知するとともに、都道</u> 府県等の関係機関に利用の促進を促した。

## (薬物乱用防止教室の充実強化)

## 文部科学省

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等 学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開 催に努めること、また、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十 分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱 用防止教室の開催を促進することについて周知に努めた。
- ・ 薬物乱用防止教室の開催に際して薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること、なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられることについて周知に努めた。
- ・ 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等については、公益財団法 人日本学校保健会において「薬物乱用防止教室マニュアル」を改訂し、教員以外の 指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童 生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深める必要がある ことや、また、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図るこ とについて周知に努めた。

〔平成26年度予算45,102千円の内数〕

## 厚生労働省・文部科学省・警察庁

・ 薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、 薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・ 研修会を実施するとともに、指導者用テキスト及び各種啓発活動に活用できる啓発 読本を作成配布した。

〔平成26年度予算10,586千円の内数:文部科学省、3,709千円:厚生労働省〕

・ 薬物乱用防止教室が適切に実施されるよう努めるとともに、薬物乱用防止教室の 開催に伴う講師確保のため、(公社)日本薬剤師会及び薬物乱用防止教育認定講師 の派遣等を依頼しているライオンズクラブ国際協会との緊密な連携を推進した。

#### 厚生労働省・文部科学省・財務省・警察庁

- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が薬物乱用防止教室に講師 として赴き、乱用薬物の危険性・有害性について講義を行った。
- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例等に係る情報 提供を積極的に行うとともに、各種啓発資料について、都道府県教育委員会等に対 して周知し、危険ドラッグを含む薬物の乱用防止について適切な指導を依頼した。

## 警察庁

・ 薬物乱用防止広報車の活用、薬物の標本やパネル等の展示などにより、薬物乱用 防止教室の内容の充実を図った。

[平成26年度予算3,988千円]

## (学校と警察等関係機関・団体との連携強化)

#### 文部科学省・厚生労働省

・ 薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図ることについて周知に努めた。

#### 警察庁・文部科学省

・ <u>学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、規制薬物はもとより、</u> <u>危険ドラッグの危険性・有害性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把</u> 握した場合の早期連絡の要請をするなど、学校関係者等との連携を図った。

## (大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

## 文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用の広がりが懸念されていることから薬物乱用 防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために~薬物の危険は意 外なほど身近に迫っています~」において危険ドラッグの情報を充実し、文部科学 省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大及び専門学校の新1年 生に配布した。

[平成26年度予算9,697千円の内数:文部科学省]

#### 文部科学省

・ 大学等の学生に対して、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物 乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること、また、文部科学省が作成・配布 している「薬物のない学生生活のために」が活用できることについて周知に努めた。

## 警察庁

・ 大学等における薬物乱用を未然に防止するため、大学等から薬物乱用防止講習等 の依頼があった場合には、講習会等で警察職員が薬物乱用の危険性・有害性等を説 明するなど、大学生等に対する広報啓発活動を推進した。

#### 【施策の効果】

## 文部科学省・厚生労働省・警察庁・財務省・内閣府

- ・ 学習指導要領の改訂に伴い作成した指導参考資料及び生徒用啓発教材の配布並び に研修会等を通じたそれらの活用促進により、学校における危険ドラッグを含めた 薬物乱用防止に関する指導・教育内容の充実強化が図られた。
- ・ 関係機関等への協力要請及び効果的な取組事例集の活用等の薬物乱用防止教室の 充実強化の周知徹底により、薬物乱用防止教室の開催率の向上が図られた。
- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員、薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室等の開催や各種啓発資料の作成・配布により、児童生徒、学生等において薬物乱用による健康被害や危険性についての理解の促進が図られた。
- ・ 各種研修の実施により、薬物乱用防止に関する指導者の資質向上が図られた。
- ・ 危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた

## (2) 有職・無職少年に対する啓発の推進

## 【施策の内容】

## (労働関係機関・団体等による啓発の充実)

#### 厚生労働省

・ 若年層の危険ドラッグの乱用の広がりが懸念されていることから、有職・無職少年が、薬物乱用に関する正しい知識を得るため、危険ドラッグの情報を充実させるとともに、その悪影響等を記載した薬物乱用防止読本を作成し労働関係機関、青少年労働関係団体等に配布するとともに、あらゆる機会を捉えて配布を行った。

〔平成26年度予算4,825千円〕

## (街頭キャンペーン等による啓発の充実)

#### 警察庁

・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前、繁華街、若者が集まるイベント会場等において、街頭キャンペーンを実施した。

## 【施策の効果】

## 警察庁・厚生労働省

・ 労働関係機関、青少年労働関係団体等への薬物乱用防止普及啓発読本の配布や街頭キャンペーン等により、有職・無職少年における薬物乱用に関する正しい知識の普及が図られた。

## (3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

## 【施策の内容】

## (家庭や地域における薬物乱用防止に関する啓発の推進)

#### 文部科学省

・ (一社)全国高等学校PTA連合会が全国の高等学校1年生の保護者に配布している薬物乱用防止啓発パンフレットの作成に協力するなど、連携を推進した。

#### 厚生労働省

・ 家庭における薬物乱用防止教育の一環として、全小学6年生の保護者を対象とした薬物乱用防止読本を作成・配布した。

〔平成26年度予算7,793千円〕

## 警察庁

・ あらゆる広報媒体を活用した広報、関係機関・団体、ボランティア等と協力した キャンペーンの実施等、幅広い広報啓発活動を展開し、家庭、地域における薬物乱 用根絶意識の高揚を図った。

## (薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)

#### 警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティアと連携し、繁華街や駅前を始め、少年が薬物を乱 用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。また、少年相談、そ の他あらゆる警察活動を通じ、薬物乱用少年の早期発見に努めた。
- ・ 少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の 速やかな通報を継続して依頼した。

## 【施策の効果】

## 厚生労働省・文部科学省

・ 家庭における薬物乱用防止教育の一環として薬物乱用防止読本を配布することにより、薬物乱用根絶意識の醸成を図るとともに、その環境整備に寄与した。

## 警察庁

・ 広報啓発等の各種活動を推進したことにより、家庭、地域における薬物根絶意識 の醸成に寄与するとともに、薬物乱用少年の早期発見・補導を通じた薬物乱用防止 が図られた。

## (4) 広報啓発活動の強化

#### 【施策の内容】

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

#### 内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・ <u>都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における危険ドラッ</u>グ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化等について依頼し、危険ドラッグの危険性 ・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口 の周知徹底等を図った。

## 厚生労働省

・ 官民が一体となり、国民一人一人の薬物乱用防止問題に関する認識を高めることにより薬物乱用の根絶を図るため、麻薬・覚醒剤乱用防止運動を開催し、街頭キャンペーン、地区大会等を積極的に展開した。特に危険ドラッグに対する啓発を積極的に行うとともに、併せて、ポスター、パンフレット等の様々な広報媒体を活用した普及啓発活動も実施した。

[平成26年度予算12,982千円]

・ 教育機関等からの派遣要請に応じて、小・中・高等学校及びイベント会場等に薬物乱用防止の専門家を講師として訪問させ、薬物乱用の危険性や現状等を直接伝えるとともに、ツイッターやフェイスブックを活用して情報発信を行い、啓発活動の強化を図った。

〔平成26年度予算67,937千円〕

#### 警察庁

- ・ 警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間(平成26年6月~7月)を設定する など、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、薬物乱用防止のための広報 啓発活動を推進した。
- ・ 平成27年2月、薬物乱用防止意識の醸成のため、「薬物銃器犯罪根絶の集い・兵

庫大会」を開催し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

## 法務省

・ <u>"社会を明るくする運動"~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~の一環として、危険ドラッグを含めた薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、公開ケース研究会等を開催した。</u>

[平成26年度予算1,086千円の内数]

## 文部科学省

- ・ 薬物乱用の危険性を身近に認識させるため、高校生から啓発ポスターのデザイン 画及び啓発映像を公募し、すべての高校へポスターを配布するとともに、競技場等 の大型ディスプレイシステムを活用し、薬物乱用防止を啓発する映像を放映した。 [平成26年度予算21,540千円の内数]
- ・ 薬物乱用防止教育関連資料を文部科学省及び(公財)日本学校保健会、(独)日本学生支援機構のホームページに掲載した。

## (薬物乱用防止広報車の有効活用)

#### 警察庁

・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に 関する正しい知識の普及を図った。

[平成26年度予算3,988千円]

## (若い世代向けの様々な広報媒体を活用した啓発の推進) 警察庁

・ 若年層における薬物乱用を防止するため、若者が集まるイベント等の機会を利用 した街頭キャンペーンを実施するなど、効果的な広報啓発活動を推進した。

#### 厚生労働省

・ 都道府県に対して、夏休みに青少年が安易に薬物に手を出してしまう危険性があるため、当該期間中に、一層の薬物乱用防止普及啓発活動を実施するよう依頼した。

#### 内閣府

・ <u>青少年に対して危険ドラッグの危険性等を周知するため、政府広報オンライン</u> や内閣府ホームページにおいて、短編マンガを用いた啓発活動を実施した。

## 財務省

・ <u>税関ホームページや税関ツイッター等を活用し、海外旅行者等に向け、危険ドラッグの危険性について注意喚起を行うとともに、政</u>府の取組の周知を行った。

## 内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・ <u>都道府県・指定都市及び学校等の関係機関等に対し、卒業・進学・新入学等の時期において、青少年のインターネット利用実態等を踏まえ、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」と連動させた危険ドラッグ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化等について依頼し、危険ドラッグの危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口の周知徹底等を図った。</u>

#### 【施策の効果】

## 内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・ <u>各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根</u> 絶意識の醸成が図られた。

## (5) 関係機関による相談体制の充実

#### 【施策の内容】

#### (相談機関間の連携強化)

## 厚生労働省・法務省

 麻薬取締官、都道府県職員、麻薬中毒者相談員、医療関係者、矯正施設職員、保 護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6か所で開催し、地域の関 係機関間の連携を図った。

#### 警察庁・文部科学省

・ 学校関係者や警察関係者等が参加し、非行や問題を抱えた少年に対する支援及び相互の連携の在り方等について意見交換を行うブロック協議会を開催した。 [平成26年度予算2,010千円:警察庁]

#### 法務省

・ 少年鑑別所においては、一般少年鑑別の一環として薬物問題の相談に応じており、 多くの地域で整備が進められている相談機関ネットワークに少年鑑別所も参加した。また、学校などの依頼に応じ、薬物乱用防止の授業を実施するなどした。

## 内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等において関係機関 の相談窓口等の周知徹底や関係機関・団体が連携した薬物乱用防止対策の充実強化 等を図るよう依頼した。

#### (少年相談専門職員等の育成及び資質の向上)

## 警察庁

・ 少年相談専門職員や少年補導職員に向けた研修会や教養等の実施により、少年相談活動の充実に努めた。

〔平成26年度予算6,321千円〕

## 法務省

・ 一般少年鑑別に応じる職員(鑑別技官)に対しては、心理査定、面接技法、心理 療法等に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、専門性の 向上を図った。

#### 内閣府

・ <u>困難を有する子ども・若者の相談業務に携わる公的機関や民間団体の職員を対象</u> とした研修を実施し、その際、危険ドラッグの危険性や薬物情勢等について情報提 供した。

#### (相談窓口の周知)

#### 厚生労働省 · 文部科学省 · 法務省

・ 高校生や大学生等に配布した薬物乱用防止啓発パンフレットにおいて、精神保健 福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口機関の周知を図った。

## 厚生労働省

・ 薬物に関する情報提供及び相談受付を行う「あやしいヤクブツ連絡ネット」を周 知するポスター、リーフレットを作成し、都道府県や税関等から配布、掲示を行っ た。

[平成26年度予算2,869千円]

#### 警察庁

・ ヤングテレホンコーナー等の相談窓口を掲載したリーフレットを配布するなどして、その利用促進を図った。

「平成26年度予算1,258千円〕

## 内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・ <u>都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における危険ドラッグ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化等について依頼し、危険ドラッグの危険性</u> ・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口 の周知徹底等を図った。【再掲】

## 【施策の効果】

#### 警察庁

・ 少年相談専門職員等の育成及び相談機関間の連携強化による相談体制の充実が図られた。また、少年相談の機会等を活用した指導、助言等の実施により、少年の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与した。

#### 法務省

・ 少年鑑別所において、一般少年鑑別により、相談者の薬物問題に対する理解を援助した。また、「一般少年鑑別」に当たる職員(鑑別技官)の研修の実施により、職員の専門性の向上が図られた。さらに、他の相談機関との連携の強化、パンフレットの配布等により、一般少年鑑別の相談窓口の周知が図られた。

#### 内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・ 薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、相 談機関間の連携強化や相談窓口の周知が図られた。

## (6) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

### 【施策の内容】

(学校等に対する健康被害事例についての情報提供)

## 文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから薬物乱用防止の ための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために~薬物の危険は意外なほ ど身近に迫っています~」において危険ドラッグの情報を充実し、文部科学省のホ <u>ームページで公開するとともに、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新</u>1年生に配布した。

[平成26年度予算9,697千円の内数:文部科学省] 【再掲】

## 警察庁·文部科学省

・ <u>薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、危険ドラッグ等に関する情</u> 報の提供や、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行った。

#### 厚生労働省

・ 従来より配布している小学6年生保護者向け、高等学校卒業予定者向け、有職・ 無職少年向けの薬物乱用防止啓発読本において、危険ドラッグを使用した者による 健康被害や二次的犯罪についての内容を充実させ積極的な情報提供を実施した。さ らに、薬物乱用防止指導員等が適切な指導を行えるよう、研修の場や各種イベント においても、積極的な情報提供を実施した。

#### 財務省

・ <u>危険ドラッグに関する輸入規制について、税関見学会等の機会を利用し、その危</u> 険性・有害性等について注意喚起を行った。

#### (少年補導活動の推進)

#### 警察庁

・ 危険ドラッグ等を乱用・所持する少年に対する積極的な補導活動を推進した。

## (関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化) 警察庁・厚生労働省・内閣府・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・経 済産業省・国土交通省

・ <u>危険ドラッグの呼称名を新たに選定・公表し、関係機関・団体等に対し、新呼称</u> 名の使用について依頼する等、新呼称名の周知を図った。

#### 厚生労働省

・ <u>危険ドラッグを含む指定薬物等の関連情報を収集、提供、また、相談に応じる「あやしいヤクブツ連絡ネット」を、厚生労働省ホームページ、薬物乱用防止啓発パンフレット等において紹介し、利用促進を図るとともに、厚生労働省が記者発表した情報の掲載、危険ドラッグの危険性の周知、メールマガジンの発行等、情報発信を</u>行った。

[平成26年度予算8,554円]

- ・ <u>医薬品医療機器法に基づき新たな指定薬物若しくは麻薬が指定される度にそれら</u> <u>の情報を更新し、啓発、周知するポスターを作成し、厚生労働省のホームページに</u> 掲載し、利用を促進した。
- ・ <u>危険ドラッグの危険性を周知するため</u>、何が含まれているか分からないということや積極的な指定薬物への追加により、危険ドラッグを持っているだけで犯罪になる可能性が高いということを国民に分かりやすく伝えるポスターを作成し、都道府県へ配布した。
- ・ 政府広報室が制作した危険ドラッグをテーマにした政府インターネットテレビの

番組において、麻薬取締部の取締現場の視点から見る危険ドラッグの危険性等について広報啓発した。

・ 新たに指定薬物を指定する省令が公布されたタイミングで新たな規制物質を含む 製品例を厚生労働省のホームページで公表し、これらの製品は同ホームページにお いて、無承認医薬品に該当する蓋然性が高いことを説明するとともに、危険ドラッ グ販売業者に対して販売等をしないよう警告し、国民に対してはこれらを所持・使 用等しないように注意喚起を行った。

## 内閣府

- ・ 「政府広報オンライン」において、青少年に訴求力の高い啓発用短編マンガを用 いた広報啓発活動を実施し、危険ドラッグの危険性の周知を図った。
- ・ 内閣府ホームページに、啓発用短編マンガやイラストを用いた青少年向けコンテンツを掲載し、危険ドラッグの危険性等を周知するとともに、政府の啓発資料や相談窓口等についても周知を図った。

[平成26年度予算1,338千円]

・ インターネット検索サービス事業者に対し、インターネットにおける薬物乱用防止に向けた政府の取組、最新の薬物情勢、スマートフォン等のインターネット接続機器の青少年への普及状況等についての情報提供を行い、危険ドラッグ等の乱用薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページへ誘導する自主的な取組が効果的に行われるよう支援した。

## 内閣府·警察庁·厚生労働省

・ <u>「政府インターネットテレビ」において、危険ドラッグの危険性等についての動</u> 画を制作、公開し、幅広い層に向けて危険ドラッグの危険性の周知を図った。

## 内閣府・内閣官房

・ 「政府広報オンライン」、「政府インターネットテレビ」における短編マンガを 用いた記事や動画等のコンテンツ、及び内閣府ホームページにおけるイラストを多 用した啓発コンテンツ等について、ツイッター等のSNS上で拡散し、危険ドラッ グの危険性の周知を図った。

#### 警察庁

- ・ <u>各種広報用資機材を有効に活用するなどにより、危険ドラッグ等の害悪に関する</u> 効果的な広報・啓発活動を推進した。
- ・ <u>インターネット上の違法・有害な情報の閲覧を防ぐフィルタリングの普及促進のために、少年、保護者、教育関係者等に対する広報啓発活動を実施するとともに、携帯電話事業者に対する販売時における保護者への説明強化等の要請の徹底等を推進した。</u>

〔平成26年度予算9,881千円〕

・ <u>交通安全運動等の機会を通じ、危険ドラッグの危険性のほか危険ドラッグを使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性に関する広報啓発活動を推進した。</u>

## 消費者庁・内閣府・警察庁・厚生労働省

・ 薬物乱用防止のための啓発ポスター等を、消費生活センター等の協力を得て配布

<u>を行った。</u>

#### 総務省

・ スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に 普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情 報にアクセスする危険性が高まっており、それらの情報へのアクセスを防止するた め、フィルタリングを提供する携帯電話事業者等に周知するとともに、e-ネット安 心講座の開催等を通して、フィルタリングの推進を図った。

[平成26年度予算429,000千円の内数]

・ 通信関連の諸団体において、違法な情報等の適切な削除等を行うためのガイドライン等を策定しているところ、危険ドラッグによる危害の発生の防止等を図るための、医薬品医療機器法の改正を踏まえた同ガイドライン等の改定を支援するとともに、通信関連の諸団体から加盟各社に対して同ガイドライン等について改めて周知徹底がなされるよう必要な取組を行った。

#### 財務省

・ 関係業界に向けて違法薬物等の情報提供を要請するパンフレットの内容に、危険 ドラッグを含めた。

## 文部科学省

- ・ 各都道府県教育委員会等に対し、薬物乱用防止教室の開催に際して、薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得て、 危険ドラッグを含む薬物の乱用防止についての適切な指導を求める通知を発出した。
- ・ 各都道府県教育委員会等に対し、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、これらの危険ドラッグ等の薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリングの徹底等を促す通知を発出した。

#### 国土交通省

・ <u>自動車運送事業者の運転者等に対し、当該薬物の使用禁止を徹底し、より一層の</u> 安全性向上を図ることを周知するよう、関係団体に依頼した。

## 内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・ <u>都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における危険ドラッ</u>グ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化等について依頼し、危険ドラッグの危険性 ・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口 の周知徹底等を図った。【再掲】

#### 【施策の効果】

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・ 経済産業省・国土交通省

・ 危険ドラッグの危険性や呼称名について積極的な広報啓発を実施したことによ

り、危険ドラッグの呼称名が広く周知されるとともに、危険ドラッグに関する正し い認識の普及や薬物根絶意識の醸成が図られた。

## 警察庁・厚生労働省・文部科学省・消費者庁

- ・ <u>危険ドラッグの危険性・有害性に関して、様々な広報媒体を活用して積極的に情</u>報提供を実施したことにより、その体制が整備され、啓発強化が促進された。
- ・ <u>薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じた情報提供により、薬物乱用防</u> 止に関する指導の徹底と教育内容の充実が図られた。

#### 警察庁

・ 積極的な補導活動の推進により、危険ドラッグ等の乱用防止が図られた。

#### 総務省

- ・ フィルタリングを提供する携帯電話事業者等への周知や e-ネット安心講座の開催・各種リーフレットの配布等を通して、フィルタリングの推進が図られた。
- ・ <u>危険ドラッグに係る情報について、通信関連の諸団体加盟各社によるガイドライン等に基づく適切な対応が図られた。</u>

#### 財務省

・ <u>危険ドラッグの輸入規制について、税関見学会等を通じた注意喚起により、予防</u> 啓発の強化が図られた。

## 【まとめと今後の課題】

平成26年中の少年の覚醒剤事犯による検挙人員は92人で平成25年中と比較し、32人減少するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合が低下した。また、学校種別に見ると中学生は2人、高校生は11人、大学生は11人(成人を含む。)であった。

少年の大麻事犯による検挙人員は80人で平成25年中と比較し、21人減少するとともに、 検挙人員全体に占める少年の割合も上昇した。また、学校種別に見ると中学生は3人、高 校生は18人、大学生27人(成人を含む。)であった。

平成26年度中の薬物乱用防止教室の開催率は78.4%で平成25年度中と比較し、4.9ポイント増加した。うち小学校は72.3%、中学校は88.3%、高等学校は83.6%であった。なお、講師の内訳では、警察職員が35.5%、麻薬取締官OB0.9%、学校薬剤師25.8%、薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員9.8%であり、全体の7割を占めていた。

近年、児童生徒において薬物乱用を拒絶する規範意識の向上が図られ、少年の薬物事犯の検挙人員及び検挙人員全体に占める割合は減少・低下傾向を示しており、体育科・保健体育科における指導に加えて薬物乱用防止教室の開催等の学校等における薬物乱用防止のための指導の充実及び広報啓発活動や街頭補導活動の強化といった取組が一定の成果を上げているものと認められる。

一方、20歳代については、大麻事犯の検挙人員は、長期的には減少傾向にあるものの、 依然として高い比率を占めており、その割合が全体の約37%を占めている。

また、危険ドラッグ等、乱用される薬物が多様化しており、同薬物を使用した者による 健康被害や二次的犯罪が昨年に比べて増加傾向にあり、青少年への広がりが懸念される等、 極めて憂慮する状況にある。

こうしたことから、今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用の根絶

及び薬物乱用を拒絶する意識の向上のために以下の取組の一層の充実に努める必要がある。

- 学校等における薬物乱用防止のための指導の充実強化については、学習指導要領の 改訂の趣旨を踏まえ、薬物乱用には人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることについて指導参考資料等を活用し体育科・ 保健体育科における指導の充実に努める必要がある。また、今後とも、すべての中学 校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校 における薬物乱用防止教室の開催の一層の推進や薬物乱用防止教室の内容の充実に努 める必要がある。そのために、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修機会の充実に 引き続き努める必要がある。
- 有職・無職少年に対する啓発の推進については、現在、危険ドラッグの青少年への 広がりが懸念されているので、有職・無職少年に対して、この種薬物を使用した者に よる健康被害や二次的犯罪の事例に関する情報を提供し、正しい知識を周知すること が重要である。このため、引き続き、この種薬物に関する最新の健康被害事例等の情 報を充実させた啓発資材を作成していく必要がある。
- 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成については、青少年による薬物乱用の未然 防止の観点から、家庭や地域における啓発活動も重要である。このため、引き続き、 家庭における啓発活動を実施するための保護者薬物乱用防止読本の作成、薬物乱用防 止教室や地域のイベント等で活動する薬物乱用防止指導員の資質向上を図り、地域社 会において、青少年に薬物乱用をさせない環境整備を推進していく必要がある。
- 広報啓発活動の強化については、薬物乱用未然防止のため、継続的に青少年をはじめ、国民一人一人が薬物乱用に関する問題について正しい認識を高めていくことが重要である。このため、街頭キャンペーン等の運動、様々な広報媒体を活用した広報、機会を捉えた広報の内容等の強化を図りつつ切れ目なく実施するとともに、受け手の視点に立った、より訴求性が高く、一体感・整合性のある広報啓発活動に努めていく必要がある。
- O 関係機関等による相談体制については、地域住民の相談に的確かつ素早く対応する ため、より充実した相談体制を構築する必要がある。
- 街頭補導活動については、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、継続的に薬物乱用少年の早期発見・補導を行う必要がある。
- 少年鑑別所においては、一般少年鑑別の一環として薬物問題の相談に応じていると ころ、引き続き、地域の相談機関との連携強化に努め、相談に応じる職員の専門性の 向上を図るとともに、相談窓口の周知に努める必要がある。
- 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化については、この種薬物に関する健康被害や規制強化についての情報提供体制の整備、活用を図り、ポスター、パンフレット等についても、青少年の印象に残るような工夫された啓発資材を作成する必要がある。

#### 目標2

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化に よる再乱用防止の徹底

#### (1) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

(治療回復プログラムの作成)

## 【施策の内容】

## 厚生労働省

・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と 効果に関する研究を実施した。

### 【施策の効果】

#### 厚生労働省

・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づくりを推進した。

## (治療回復プログラムの普及)

## 【施策の内容】

## 厚生労働省

・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と 均てん化に関する研究を実施した。

## 【施策の効果】

## 厚生労働省

・ 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療 の充実を推進した。

## (民間団体・関係機関等との連携強化)

#### 【施策の内容】

## 厚生労働省

・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の 依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員 に対する研修を行った。

〔平成26年度予算6,724千円〕

・ 「依存症治療拠点機関設置運営事業」(平成26年度より開始)により、指定した 医療機関において、関係機関(医療機関、自治体、自助団体等)や依存症者の家族 との連携・調整等を試行的に実施した。

[平成26年度予算11,743千円]

## 【施策の効果】

#### 厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の 依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依 存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実が図られた。
- ・ 「依存症治療拠点機関設置運営事業」(平成26年度より開始)により、指定した 医療機関において、関係機関(医療機関、自治体、自助団体等)や依存症者の家 族との連携・調整等が図られた。

## (2)薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

(矯正施設における指導・教育の充実強化)

## 【施策の内容】

#### 法務省

- ・ 民間自助団体や研究機関、大学等の専門家からなる薬物事犯受刑者処遇研究会(平成16年度に開催)での意見を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、各刑事施設において薬物依存離脱指導を計画的に実施した。
- ・ 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下、薬物事犯受刑者に対して改善指導を義務付け、民間自助団体等の協力を得ることにより指導の充実を図った。

[平成26年度予算59,361千円]

・ 薬物依存離脱指導の更なる充実強化を図るため、平成21年、外部専門家の協力を 得て検討会議を開催し、認知行動療法の手法を取り入れた薬物依存回復プログラム を開発し、平成24年度から女子パイロット庁(1庁)、平成25年度から男子パイロ ット庁(1庁)において、対象者の再犯リスクに応じた処遇プログラムの試行を実 施した。

[平成26年度予算2,146千円]

・ 薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラー による助言指導体制を整備した。

[平成26年度予算99,127千円]

- ・ 薬物依存のある対象者に対して、刑事施設における施設内処遇及び更生保護官署 における社会内処遇の充実強化と相互の連携を図るため、平成24年度に矯正局と保 護局との共同開発により視聴覚教材を作成したところ、同教材の活用により、刑事 施設においては、受講対象者の薬物依存離脱指導への動機付けを高めさせた。
- ・ 法務省矯正局が刑事施設の教育担当職員に対し実施する集合研修等において、薬 物依存離脱指導の徹底を図るための具体的方策等について検討を行った。
- ・ 薬物依存離脱指導の指導者育成のために、刑事施設8庁に薬物依存に関する専門 の研究図書を整備した。

[平成26年度予算1,379千円]

・ 未決拘禁者に対する薬物依存及び回復に関する書籍を整備し、閲覧することを可能とした。

〔平成26年度予算7,664千円〕

・ 少年院においては、平成 25 年度から継続して、薬物依存がある在院者を対象に 重点指導施設における矯正教育プログラム(薬物非行)を実施するとともに、新た に4庁を指導重点施設に指定し、集中的な指導を行う体制の整備を行った。また、 指導職員の指導能力を向上させ指導体制を充実させるために、全少年院の職員を対 象に集合研修を実施した。

[平成26年度予算15,632千円]

## 【施策の効果】

#### 法務省

- ・ 刑事施設76庁において、標準プログラムに基づく指導が実施された。
- ・ 刑事施設78庁(刑務支所を含む)において、民間自助団体の協力を得た指導体制 が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。
- ・ 刑事施設78庁(刑務支所を含む)において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置 し、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化が図られた。
- ・ 刑事施設のパイロット庁2庁において、対象者の再犯リスクに応じた処遇プログラムの施行を行い、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化が図られた。
- ・ 少年院においては、薬物依存又は薬物の使用経験のある少年を対象とした、薬物 の再乱用防止に向けた指導の充実化が図られた。また、医療機関の職員を招へいし た研修を実施することで、指導職員は薬物乱用防止のための効果的な処遇方法等に 関する技能を得ることができた。

## (保護司適任者確保と活動基盤の強化)

## 【施策の内容】

## 法務省

・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担う保護司の安定的確保を一層推進するため、地域の幅広い層から保護司適任者の情報を得ることを目的とした「保護司候補者検討協議会」を全国で開催したほか、保護司活動の地域の拠点である「更生保護サポートセンター」を拡充するなど、保護司活動に伴う様々な負担軽減に努めた。

[平成26年度予算765,678千円]

## 【施策の効果】

## 法務省

・ 保護司適任者に関する情報が幅広く得られるようになったほか、薬物事犯の刑務 所出所者等との面接場所や保護司同士の処遇協議の場など活動の基盤が強化され た。

## (更生保護施設等における指導・教育の充実強化)

## 【施策の内容】

#### 法務省

・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務 所出所者等については、保健所、自助グループ等の協力を得て、薬物等に関する処 遇を実施している更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法 人、社会福祉法人等に宿泊保護を委託した。また、全国10か所の薬物処遇重点実施 更生保護施設において、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持ったスタ ッフによる薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施した。

[平成26年度予算4,878,456千円の内数]

## 【施策の効果】

## 法務省

・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務 所出所者等については、更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するN PO法人、社会福祉法人等に宿泊保護することにより社会復帰を促進させた。

## (矯正施設入所中からの出所を見据えた生活環境の調整の充実強化)

## 【施策の内容】

#### 法務省

・ 地方更生保護委員会において、主に出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯 受刑者に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯特有の問題性に焦 点を当てた調査を実施し、生活環境の調整を実施する保護観察所との情報共有を行 うことにより、社会生活への円滑な移行を図った。

〔平成26年度予算8,215千円〕

## 【施策の効果】

## 法務省

・ 地方更生保護委員会において、薬物事犯受刑者の問題性に応じた帰住先の確保等 に資する情報を収集し、必要な連絡・調整を行った結果、保護観察所における生活 環境の調整が促進された。

## (保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化)

## 【施策の内容】

## 法務省・厚生労働省

・ 公共職業安定所等の関係機関と連携し、薬物事犯者も含めた刑務所出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓することにより、不就労で生活の安定しない薬物事犯の刑務所出所者等の就労確保を図った。

〔平成26年度予算:法務省215,848千円:厚生労働省256,548千円の内数〕

## 法務省

・ 保護観察所において、覚醒剤事犯保護観察対象者に対し、指導監督の一環として、

心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法を理論的基盤とした体系化された手順による覚せい剤事犯者処遇プログラムを保護観察の特別遵守事項として義務付けて実施するとともに、同プログラムに基づく指導を義務付けられず、又はその指導を受け終わった者に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施した。 〔平成26年度予算49,972千円〕

- ・ 保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、 薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務 所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。 [平成26年度予算3,635千円]
- ・ 保護観察所における上記講習会・相談会等において使用するために、薬物事犯の 刑務所出所者等の引受人・家族を対象とし、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所 者等への適切な対応等に関する知識を付与することを目的とした視聴覚教材を作成 した。

[平成26年度予算6,156千円]

・ 薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物事犯の刑務所出所者 等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、 保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。

[平成26年度予算11,820千円]

・ 刑の一部執行猶予制度の施行を見据え、地方更生保護委員会及び保護観察所における薬物事犯の刑務所出所者等に対する調査、処遇等の充実強化策を検討するため、 刑の一部の執行猶予制度施行準備会議を開催した。

[平成26年度予算1,850千円]

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等の再犯防止を充実するため、保護観察官を増員するな ど必要な体制の整備に努めた。
- ・ <u>危険ドラッグを乱用するおそれがあると認められる保護観察対象者に対して、保</u> 護観察官による面接その他の機会において、必要に応じて、医療機関における医療 や精神保健福祉センター等における支援を受けることを働き掛けた。

#### 厚生労働省

・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分のつかない執行猶予判決を受けた初犯 の薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施した。

## 【施策の効果】

## 法務省・厚生労働省

・ 公共職業安定所等の関係機関と連携して就労支援を実施するとともに、協力雇用 主の開拓に努めた結果、相応の成果を得た。

## 法務省

・ 保護観察所における簡易薬物検出検査が、覚醒剤を使用していないという結果を 積み重ねさせ、断薬の努力についての達成感を与えることによって、当該覚醒剤事 犯保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進につながったほか、覚せい剤事犯者処 遇プログラムにおいて再発防止計画を策定させることなどにより、覚醒剤再乱用防 止を図った。

- ・ 保護観察官に対する研修及びスーパーバイズを実施し、保護観察官の処遇能力を 向上させた。
- ・ 保護観察所における薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対する講習会・ 相談会の実施により、引受人・家族に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関す る知識を付与した。
- ・ 保護観察官を増員するなど必要な体制の整備を図ったことにより、薬物事犯の刑 務所出所者等の再犯防止の強化が図られた。

#### 厚生労働省

・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分のつかない初犯の薬物乱用者に対する 再乱用防止が図られた。

### (相談窓口の周知及び相談体制の充実)

## 【施策の内容】

## 警察庁

・ 全国の警察本部に設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を 図るため、ホームページやリーフレットを活用して広報し、その周知に努めた。

#### 法務省

・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対し、必要に応じて、地域の医療機関における医療 や精神保健福祉センター等における支援を受けることを働き掛けた。

#### 厚生労働省

- ・ 全国の「薬物乱用防止相談窓口一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電 話版ホームページ及び各種資材に掲載し、薬物乱用者が相談窓口を活用できるよう に周知・利用促進を図った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を引き続き実施した。

## 【施策の効果】

## 警察庁

・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関との連携が促進 されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上 及び専門性の強化を図ることができた。

## 法務省·厚生労働省

・ 相談窓口を周知することにより、早期に身近な相談機関に相談できるようになる とともに、利用が促進された。

#### 厚生労働省

・ 保健所、精神保健福祉センターにおける相談事業及び啓発活動により、薬物問題 の早期発見・早期対応を可能とした。 ・ 精神保健福祉センターによる地域の保健機関・医療機関等に対する技術指導・援助によって、相談機関担当職員の専門性の向上を図った。

## (民間団体・関係機関等との連携強化)

## 【施策の内容】

#### 厚生労働省

・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の 依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員 に対する研修を行った。

[平成26年度予算6,724千円]

## 厚生労働省・法務省

・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神 保健福祉センター職員、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連 絡会議」を全国6地区で開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防 止対策を推進した。

#### 法務省

・ 薬物事犯の刑務所出所者等が、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施を、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。

[平成26年度予算4,878,456千円の内数]

・ 精神科医等の薬物依存治療の専門家や民間の自助グループであるダルクの指導者 等を構成員とした会議を開催し、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関等との 効果的・実践的な連携方策について検討した。

〔平成26年度予算1,415千円〕

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関 ・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。 「平成26年度予算1,230千円〕
- ・ 薬物依存離脱指導の効果的な実施、更生保護官署と連携した指導実施体制の整備を図るため、全国8ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方についての検討を実施した

[平成26年度予算2,182千円]

## 【施策の効果】

## 厚生労働省

・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の 依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依 存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実を図った。

## 法務省

- ・ 薬物依存回復訓練の実施により、訓練実施対象者について、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めさせるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法の習得を促進することができた。
- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対する地域における支援方策の検討が促進された。
- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関
  - ・団体等との連携が強化された。

## (3)薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

## 【施策の内容】

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

## 法務省

- ・ 保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、 薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務 所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。 [平成26年度予算3,635千円] 【再掲】
- ・ 保護観察所における上記講習会・相談会等において使用するために、薬物事犯の 刑務所出所者等の引受人・家族を対象とし、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出 所者等への適切な対応等に関する知識を付与することを目的とした視聴覚教材を 作成した。

〔平成26年度予算6,156千円〕【再掲】

## 厚生労働省

・ 薬物乱用者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布した他、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行った。

[平成26年度予算3,024千円]

- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談及び薬物依存 に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の 依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員 に対する研修を行った。さらに平成24年度からはその対象を拡大し、依存症者の家 族に対し、依存症について学習するための研修を行った。

〔平成26年度予算6,724千円〕

## (民間団体・関係機関等との連携強化)

## 法務省

・ 薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物事犯の刑務所出所者 等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、 保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。【再掲】 [平成26年度予算11,820千円]

- ・ 地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同において、全国の保護観察所長に対し、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対する講習会・相談会の積極的な開催を始め、関係機関との連携の強化について指示した。
- 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。 「平成26年度予算1,230千円〕【再掲】

#### 警察庁

・ 即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対して関係機関の相談窓口等が掲載されたパンフレットを未決勾留期間中に配布・貸与するなど、再乱用防止対策の取組を推進した。

#### 厚生労働省

・ 薬物依存・中毒者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存 症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6か所で開催し、薬物に係る相 談員や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解を促進するとともに、相談に係 る地域の関係機関間の連携を図った。

## 【施策の効果】

## 法務省

- ・ 保護観察所における薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対する講習会・ 相談会の講師として薬物依存からの回復等を支援する民間団体の関係者を招くこと により、保護観察所と民間団体との連携が促進されるとともに、引受人・家族に当 該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与することができた。
- ・ 覚せい剤事犯者処遇プログラムでの薬物依存からの回復等に関する専門家のスーパーバイズや民間の薬物依存症リハビリテーション施設に対する薬物依存回復訓練の委託により、薬物事犯の刑務所出所者等の再乱用防止が図られた。

#### 警察庁・厚生労働省

・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関の連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。

## 厚生労働省

・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の 依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依 存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実が図られた。また、 平成24年度から、依存症者の家族に対しても、依存症について学習するための研修 を行うことで、依存症家族の支援が図られた。

## (4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化 【施策の内容】

## (「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等の普及)

#### 内閣府

・ 都道府県等に対し、「平成 24 年度若年層向け薬物乱用防止プログラム等に関する 企画分析報告書」等を踏まえた対応を依頼するなど、若年層向け薬物乱用防止プロ グラムの普及を図った。

## (立ち直り支援活動の推進)

#### 警察庁

・ 少年による薬物の再乱用を防止するため、必要に応じて、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行うとともに、再非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、体験活動等への参加、就学・就労等への支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進した。

[平成26年度予算55,217千円]

### 【施策の効果】

#### 警察庁

・ 個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の実施により、少年の薬物再乱用防止が図られた。

## (5)薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

## 【施策の内容】

## 厚生労働省

・ 厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の 実態把握等を実施した。

[平成26年度予算15,000千円]

- ・ 乱用薬物の鑑別法に関する研究を実施した。 [平成26年度予算6,700千円]
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と 効果に関する研究を実施した。【再掲】
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と 均てん化に関する研究を実施した。【再掲】
- 厚生労働科学研究において、家族支援プログラムの開発に関する研究を実施した。

## 【施策の効果】

- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づくりを推進した。
- ・ 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療 の充実を推進した。

## 【まとめと今後の課題】

薬物事犯検挙者の大半を占める覚醒剤事犯検挙者における再犯者の割合は6割を超えている状況であり、薬物乱用を防止するためには、再乱用防止対策も重要である。

薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援が必要不可欠であり薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。このため、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰支援に関わる行政機関や関係機関の専門家が参加する会議を開催し意見交換等を行うことにより、関係機関の連携を促進するとともに、薬物に係る相談員や市民を対象にした薬物依存・中毒に対する正しい知識・理解の向上を図る講習会の開催を、今後も継続していくことが必要である。

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援による再乱用防止においては、継続的な実態把握及び適切な指導が重要である。厚生労働科学研究では、薬物の依存性・精神毒性、乱用に関する意識・実態調査及び依存症の治療や支援における関係機関の連携・対応及び効果的なプログラムを検討することで、薬物依存症者の支援を図っている。

また、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、社会復帰の支援や民間団体等との連携を一層強化する必要がある。

総務省の「薬物乱用防止対策に関する行政評価・監視」を受け、更に犯罪対策閣僚会議による「再犯防止に向けた総合対策」が策定されたことを踏まえ、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化を図るとともに、刑事施設及び保護観察所の連携の強化について改善策を検討することが必要である。

保護観察所においては、覚醒剤事犯保護観察対象者に対し、覚せい剤事犯者処遇プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施することにより、改善更生を図った。また、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等に対し、更生保護施設等への宿泊保護の委託や、就労支援等により、社会復帰を支援した。さらに、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対し、薬物依存からの回復等を支援する民間団体の関係者を講師とする講習会・相談会を実施したことにより、再乱用防止に一定の効果を上げている。

少年院においては、最近の薬物事犯少年の問題性・特性等を踏まえ、再乱用防止を図る 観点から、効果的に処遇プログラムを実施するため、引き続き職員の指導力向上を図ると ともに、処遇効果の検証を行う必要がある。

さらに、薬物乱用者やその家族等が、早期に相談窓口に相談でき、継ぎ目なくきめ細やかな支援が受けられるようにするため、地域における各種相談窓口の周知徹底を図る必要がある。